

真野地区地区計画の届出について

<届出が必要な行為>

- 1、建築物その他の工作物の新築・増築・移転および、改築または用途の変更
(貸工場で操業開始を含む)
- 2、土地の区画形質または用途の変更
- 3、区画道路に接した敷地での門・へいなどの設置または改修
- 4、50 m²を超える駐車場の設置

※建築確認申請を要しない場合についても届出が必要な場合があります

<届出の時期>

- ・行為の着手の30日前まで(建築確認申請の前)にお願いします。
- 確認申請を要しない行為の場合は、着工の30日前までにお願いします。

<届出の方法>

- ・原則電子申請(「e-KOBE:神戸市スマート申請システム」)でお願いします。
ポータル: <https://lpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>
①ポータルから手続き一覧(事業者向け)又は手続き一覧(個人向け)から「地区計画」で検索してください。
②検索結果の中の「地区計画の区域内における行為の届出(まち再生推進課)」から手続きを進めてください。
※電子申請フォームへの入力により「地区計画の区域内における行為の届出・変更届出書」の提出を省略できます。
- ・地区計画に関する詳細は神戸市HPで確認ください。
▶神戸市HP(<https://www.city.kobe.lg.jp/>)
HPトップページの上部に配置しています『検索』から、キーワード「地区計画」を入力してサイトを指定してください。

<その他留意点>

- ・届出に係る行為が、地区計画に適合していると認められるときは、神戸市より「適合通知書」を発行します。
- ・建築確認申請には、地区計画の「適合通知書」を取得済みである必要があります。

<届出に必要な書類等>

1. 図面	・建築物その他工作物の新築、増築、改築、用途の変更 ・区画道路に接した敷地内での門、塀などの設置または改修	①位置図②配置図③平面図④立面図(2面以上)⑤外構図(垣または柵に関する制限がある場合は、フェンスなどの意匠および地盤面からの高さを明記)
	土地の区画形質又は用途の変更	①位置図②区域図(当該行為を行う土地の区域ならびに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示したもの)③設計図(施工図)
	・50 平方メートルを超える駐車場の設置	①位置図②配置図③計画図
2. 現況写真		
備考※電子申請の場合は行為の届出・変更届出書は作成不要 (申請時に必要事項を入力することで届出書を提出したこととみなします)		

<届出手続きの流れ(参考)>

